

－日本放送協会－

職員の不正行為

1件 不当金額(支出) 529万円

日本放送協会本部において、報道局総務部職員であった岡崎某が、取材用物品の管理・整備等の業務に従事中、令和2年9月から10月までの間に、正規の調達を装い、取引先3社に対してノートパソコン、ハードディスク等計35点(購入価格相当額計529万円)を権限がないのに発注するなどして領得したものである。そして、協会は取引先3社には上記の発注が正規の発注と信じるだけの理由があるとして、購入価格相当額の全額を同年12月及び3年1月に支払ったものであり、協会に同額の損害が生じていて、不当と認められる。

なお、この損害額については、3年9月末現在で119万円が同人から返納されるなどしている。